

## 第13回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

1 開催日時 平成28年1月28日（木） 午前10時～11時40分

2 会 場 職員会館かもがわ 3階 大多目的室

3 次 第

(1) 会長及び副会長の選出

- ・ 互選により吉田委員を会長に、成田委員を副会長に選出

(2) 報告

① これまでの路上喫煙対策の取組について

② 「たばこマナー向上活動団体」制度の取組について

4 概 要（主な意見は下記のとおり）

### 記

#### ○ 委員

- ・ 路上喫煙等監視指導員は、区域の割に少ない気がするが、十分な人数といえるのか。どのくらいの頻度で巡回をするのか。

#### ● 事務局

- ・ 9名の指導員がローテーションで原則2名1組となり、1日あたり2～3組が巡回している。3つの禁止区域をほぼ毎日巡回できることとなり、過料処分はしっかりとできている。

#### ○ 委員

- ・ バイクや車を運転しながらたばこを吸い、吸殻をポイ捨てする人がいる。自分自身、それを避けようとして、事故になりかけたこともある。ゴミに引火する可能性もあり、危険である。これまでに、こうした車上喫煙について議論したことはあるか。

#### ● 事務局

- ・ 確かに危険だが、条例の規定は、道路等において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを所持することを対象としており、車の中での喫煙は対象としていないことから、こうした議論はしていない。また、バイクや車を運転しながら吸ったたばこをポイ捨てすることについては、道路交通法の範疇である。

#### ○ 委員

- ・ 自分は月2回、地元で清掃活動をしているが、吸殻が多く落ちており、いまだに公共の場所でもマナーが悪い。一般のゴミは減ってきたが、吸殻は多く、歩きながらたばこを吸っている人がまだ多いという印象である。
- ・ 吸殻が雨水溝に捨てられていることも多く、雨が降ると多量のたばこのフィルターが川から海に流れ出て、環境汚染になっていると思う。
- ・ 道路の分離帯を清掃すると、たばこ以外にも、空き缶や食べ物、ひどいものになるとオムツ等、信じられないごみが捨てられている。マナーアップが大事である。

#### ○ 委員

- ・ 路上喫煙にとどまらず、全体的なマナーの向上が必要ということかと思う。具体的

な取組はあるか。

● 事務局

- ・ 路上喫煙に関しては、チラシ等で広報・啓発し、近年では過料処分件数も減っているとおり、禁止区域内では条例の趣旨が浸透してきていると考えている。今後は、区域外でも喫煙マナーが向上するよう努めてまいりたい。
- ・ 具体的な取組としては、京都駅でタクシー運転手による吸い殻のポイ捨てが問題になったときには、京都タクシー業務センターや運輸支局、JR 東海等とも協議し、ポイ捨て等を発見した場合は、タクシー組合等に通報することにするなどの対策を決めたり、月に一度、京都市まちの美化推進事業団が実施している清掃活動に参加し、ごみ拾いを実施してその姿を見せることにより、意識改革を図るといったことをしている。
- ・ 本市が支援している「たばこマナー向上活動」団体では、違法駐車や自転車マナー等、道路全体のマナーアップも併せて啓発している。
- ・ JR 西大路駅前には、喫煙場所を設置するとともに、駅周辺で毎週行われている清掃活動にできる限り参加することで、路上喫煙だけでなく、ポイ捨ての問題に地域の方と一緒に取り組んでいる。

○ 委員

- ・ 喫煙場所の設置時の地域の方との関係や、維持管理における苦労はあるか。

● 事務局

- ・ 喫煙場所の管理は維持費がかかることや、周囲の方々の反対もあるなど、なかなか調整が難しい。地元の方々の意見を頂戴しながら、先月には4箇所を新設した。今後も、徐々に増やしていきたい。

○ 委員

- ・ 駅で電車に乗るときに見ていると、電車に乗る前と降りた後にたばこを吸う人が多い。車内でのポスター掲示等の啓発や、駅周辺への喫煙場所の設置が有効と思う。そうした働きかけに対する鉄道事業者の反応はどうか。

● 事務局

- ・ 本市市営地下鉄を含む鉄道事業者に働きかけ、順次実施している。事業者としても、駅利用者のたばこマナーは課題と思っておられる。今後も連携してやっていきたい。
- ・ 市営地下鉄については、路上喫煙禁止のポスターを各駅の改札付近に掲示している。京阪や阪急に対しても同様に協力していただける予定である。JR 東海には、以前から新幹線乗り場の周辺にポスターを掲示してもらっている。JR 西日本には、敷地を無償で借していただき、喫煙場所を設置させてもらっている。

○ 委員

- ・ 区役所の敷地内に喫煙場所はあるのか。

● 事務局

- ・ 左京区役所はない。他区は、小さいものが1箇所程度は屋外にあると思う。

○ 委員

- ・ 一般の方には喫煙場所が分かりにくい。ちゃんとした形で喫煙場所を設置し、吸う

なら公共の決められた場所だけで喫煙するように、とする方が良いのではないか。

- たばこのフィルターは自然分解しないで、吸殻が地球を汚していくのではないかと思う。

## ● 事務局

- フィルターの件については、前回の審議会でも御意見をいただいていたので、JTに確認した結果を報告させていただく。

たばこのフィルターは、世界的にはアセテートという繊維を使って作られた「アセテートフィルター」が主流であり、国内では、それに活性炭を加えた「デュアルチャコールフィルター」も多く使われており、生分解性を持つとのことであった。

温湿度や天候、土やコンクリートといった接触面の種類などの環境条件により、分解速度は異なり、数年かかることがあるが、最終的には、水中及び土壤中の微生物により、水と二酸化炭素に分解されるとのことである。

## ○ 委員

- 路上喫煙率が低下していることからも、事前に啓発して予防するという対策の効果が出ており、また、外国人向けの対応も充実してきていると感じた。
- 外国ではルールが異なるため、過料処分において、違反者が外国人であることによりトラブルになった事例はあるか。また、京都市のルールを説明しても納得してもらえないかった事例はあるか。
- 外国人に対しても、事前の啓発が効果的かと思う。観光部局や旅行会社との連携の事例があれば教えてほしい。また、考案したが実施できなくて困ったことであれば、教えてほしい。

## ● 事務局

- 顕著な困難事例はない。外国人向けの施策としては、日本に来られる前に、そして京都に来られる前に、早い段階で、いかに啓発するかが重要である。具体的には、様々なホームページやフリーペーパー等において啓発記事を掲載している。また、中国人の利用する旅行会社の連絡協議会に出向いて条例の説明をしたり、関西国際空港等にチラシを配架したり、できる限り機会を捉えてやっており、これからも継続する。
- 過料徴収件数のうち3年前は5～6%だった外国人の比率が、近年では20%以上になっているが、ほぼトラブルはない。東山区の観光駐車場で、外国人の観光バスが入庫する際にチラシを配布し啓発することもしている。

また、トイレの使い方や舞妓さんへの接し方等、その他の観光マナーについても他局と連携し、京都をゆっくり観光していただくための「おもてなし」という形で啓発を実施している。

## ○ 委員

- 観光バスの降車時に啓発するのは良いと思うが、バスの中で我慢していて、どうしても吸いたい人もいるので、どこで吸つたらいいかというアンケートはしているのか。分煙のスタンスなら、吸いたい人のニーズも満たせるような努力もすべき。例えば、喫煙できる場所をWi-fiで案内するなどしても良いかと思う。

● 事務局

- ・ 場所の案内もしている。例えば、清水坂観光駐車場では、駐車場内に喫煙場所を設置しており、観光バスから降車された方にはそちらを案内している。
- ・ ポスターやフリーぺーぺー、また、立看板や観光案内板等にも、禁止区域内の喫煙場所を掲載し、周知している。

○ 委員

- ・ 大人が火のついたたばこを持って歩きたばこをすると、子どもの目線の高さになるというが、こうした事故はあるのか。

● 事務局

- ・ 近年は、事故の報告は受けていない。今は、その点ではマナーが向上しており、子どもの至近で吸う喫煙者はいないのではないかと思う。

○ 委員

- ・ 違反者に過料処分を拒否されたら、どう対応するのか。

● 事務局

- ・ 理解してもらえるよう、粘り強く説得する。持ち合せがない場合などは、現場で納入通知書を発行し、後納していただくこともある。

○ 委員

- ・ 指導員は、外国語が話せなくて処分をためらうこともあるのではないか。その意味で、過料処分件数のうち外国人が約20%というのは潜在的なもので、実質はもっと高いのではないか。

● 事務局

- ・ 本市の指導員は京都府警のOBを採用しており、日本語に通じていない方の対応の経験も豊富であり、言葉が話せないから処分できないということはない。また、指導員は過料処分時に伝えるべき内容を3箇国語で標記したメモを携行しており、説明する際には提示して対応している。

○ 委員

- ・ 喫煙がダメという規制が全面に強く出ていると感じる。たばこマナー向上活動団体等は、なぜダメなのかということを現場で見ていると思われるが、団体との意見交換の場は設けているのか。

● 事務局

- ・ たばこマナー向上活動団体については、啓発物品等の支援内容を団体と協議する中や啓発活動に参加する中などで、御意見を聞いており、参考にさせていただいている。

○ 委員

- ・ たばこマナー向上活動団体の平成28年度以降の予定は。

● 事務局

- ・ 平成27年度までに認証した団体の支援を継続する。

○ 委員

- ・ 日本たばこ産業株式会社（JT）は何か関わっているか。
- ・ JTはテレビCMで喫煙マナー及び分煙をアピールしておられる。特に京都に特化したCMを作っていたら効果的かと思う。

○ 委員

- ・ 喫煙の禁止に対する喫煙者の意識は高まってきていると思うが、喫煙が禁止されていると、隠れて吸う人が出てきて、火災が懸念される。
- ・ ポスター等を掲示しても、意識していない人には目に入りにくい。紙媒体よりも、電子メディアを用いて拡散するといった方法もあるのではないか。

○ 委員

- ・ 路上喫煙と少し逸脱するかもしれないが、暮らしやすくするという視点で、市民のマナー向上を進めていただきたい。改めて路上を見てみると、例えば点字ブロックの上に商店が品物を広げているとか、自転車のマナーが悪い等、色々と問題が多い。またしても路上喫煙の禁止は一般的に理解を得やすいかも知れないでの、他の路上マナーともコラボレーションするなどして、全体的にマナーアップを図ってほしい。

● 事務局

- ・ JTには喫煙場所の寄贈や、啓発活動への参加をしていただく等の御協力をいただいているところであります、今後も連携して条例を推進してまいりたい。
- ・ また、電子メディアについては、これまでから、ホームページやユーチューブ等で啓発記事や動画を掲載し、一定の周知及び啓発を実施している。たばこ以外の路上のマナーについては、たばこマナー向上活動団体制度において、違法駐車や自転車マナー等、道路全体のマナーアップを路上喫煙対策と併せて啓発している。これらの取組については、今後も、関連部局と連携し、市民等のマナーの向上を推進してまいりたい。